

会社法第 782 条第1項に定める事前開示書類

1. 吸収分割契約書
2. 会社法第 758 条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項
吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

石塚硝子株式会社

1. 吸収分割契約書

吸収分割契約書は別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

石塚硝子株式会社（以下、「当社」といいます）と紙容器事業分割準備株式会社（2020年9月21日付で商号を変更予定。以下、「承継会社」といいます）は、2020年9月21日を効力発生日とする吸収分割（以下、「本件分割」といいます）を行うことといたしました。これに伴い承継会社が交付する株式数並びに資本金及び準備金の額に関する事項について、以下のとおりとすることとし、いずれも相当であると判断いたしました。

(1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、承継会社は新たに普通株式9,000株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

- | | | |
|---|----------|-------------------------|
| ① | 資本金 | 90 百万円 |
| ② | 資本準備金 | 25 百万円 |
| ③ | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| ④ | 利益準備金 | 0 円 |
| ⑤ | その他利益剰余金 | 0 円 |

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、2020年9月21日を効力発生日とする本件分割を行うにあたり、当社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（本件分割により承継させるものに限ります。以下、同じ）の履行の見込みについて以下のとおり判断いたしました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2020年3月20日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ67,111百万円、45,709百万円であります。本件分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の2020年3月20日現在における帳簿価額は、それぞれ2,332百万円、3百万円であります。

また、2020年3月20日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

以上より、当社は、本件分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2020年3月23日）の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ10百万円、0百万円であります。当社の2020年3月20日現在の貸借対照表において、承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、上記(1)に記載のとおりです。

また、2020年3月23日から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

以上より、本件分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸収分割契約書

石塚硝子株式会社（以下、「甲」という。）と紙容器事業分割準備株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、紙容器関連事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第一条 （当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲） 吸収分割会社

商号：石塚硝子株式会社

住所：愛知県岩倉市川井町 1880 番地

（乙） 吸収分割承継会社

商号：紙容器事業分割準備株式会社

住所：兵庫県神崎郡福崎町西治 498 番地

第二条 （承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第三条 （吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式 9,000 株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第四条 （乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- | | | |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 資本金 | 90,000,000 円 |
| (2) | 資本準備金 | 25,000,000 円 |
| (3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) | 利益準備金 | 0 円 |
| (5) | その他利益剰余金 | 0 円 |

第五条 （効力発生日）

効力発生日は、2020 年 9 月 21 日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第六条 （分割の承認）

効力発生日の前日までに、甲は取締役会により、乙は株主総会により、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議をそれぞれ行う。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第七条 （競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

第八条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第九条 （本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第十条 （その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各一通を保有する。

2020 年 6 月 30 日

(甲)

愛知県岩倉市川井町 1880 番地

石塚硝子株式会社

代表取締役 社長執行役員 石塚 久継

(乙)

兵庫県神崎郡福崎町西治 498 番地

紙容器事業分割準備株式会社

代表取締役 石塚 久継

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日前日の終了時における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年3月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

本件分割の効力発生日前日の終了時における本件事業に係る以下の資産
現金及び預金、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、
その他の流動資産 等

(2) 固定資産

本件分割の効力発生日前日の終了時における本件事業に係る以下の資産
機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産、その他の固定資産 等

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

本件分割の効力発生日前日の終了時における本件事業に係る以下の負債
その他の流動負債 等

(2) 固定負債

本件分割の効力発生日前日の終了時における本件事業に係る以下の負債
その他の固定負債 等

3. 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日において甲が締結している本件事業に主として従事するパート従業員、準社員に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

なお、本件事業に主として従事する甲の正社員及びエルダー社員は乙に出向させるものとする。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した派遣契約

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

(別紙2)

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

貸借対照表
2020年3月23日現在

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10	流動負債	-
現金預金	10	固定負債	-
固定資産	-	負債合計	-
		(純資産の部)	
		株主資本	10
		資本金	10
		資本剰余金	-
		利益剰余金	-
		純資産合計	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

会社法第 782 条第1項に定める事前開示書類は、以上のとおり
であります。

2020年 7 月14日

愛知県岩倉市川井町 1880 番地

石塚硝子株式会社

代表取締役 社長執行役員 石塚 久継